

財産分与と贈与税

税理士 嶋 賢治

財産分与とは婚姻中に夫婦で形成した財産を、離婚の際にそれぞれの貢献度合いに応じて分配することをいいます。夫婦の共有名義で購入した不動産以外にも、片方の名義になっ

る預貯金や車、生命保険の解約返戻金や株式などの有価証券も財産分与の対象となります。離婚により相手方からもらった財産に対し、通常は贈与税がかかることはありませんが、次のいずれかに当てはまる場合は贈与税がかかります。

①分与された財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他すべての事情を考慮してもなお多過ぎる場合（この場合は、その多過ぎる部分に贈与税がかかることとなります）

②離婚が贈与税や相続税を免れるために行われたと認められる場合（この場合は、離婚によってもら

た財産すべてに贈与税がかかります）

注意しなければならぬのは、財産分与が土地や建物などで行われた場合は分与した人に譲渡所得の税金が課されることです。

この場合、分与した時の土地や建物の時価が収入金額となります。時価よりも取得価額が高ければ税金はかかりませんが、時価が大きい場合は差額に対して分与した人に税金がかかります。

分与する土地や建物が居住用で、離婚後は親族以外に売却する予定がある場合は離婚前に売却し、居住用財産を譲渡した場合の300万円の特別控除の特例を適用すればほと

んどのケースで税金はかかりません。

また、離婚後に分与された方が居住する場合は、婚姻期間が20年以上の夫婦であれば、離婚前に居住用不動産の贈与を行えば2000万円の配偶者控除が適用できます。ただし、この場合は分与された方に不動産取得税が課税されます。また、名義変更にかかる法務局への登録免許税もかかります。

最後に、この記事は離婚を勧めるものでないことをお断りいたします。



※無断転載禁止